

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **八百津町** (都道府県: **岐阜県**)
 本事業の担当部局名 **総務課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	八百津町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,094,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 現在、八百津町の人口は減少が続いており、八百津町人口ビジョンの分析によると、自然動態の状況では、出生数が減少する一方で、死亡数が増加傾向にあり、平成13年以降は死亡数が出生数を上回る「自然減少」が続いています。また、当町の合計特殊出生率(令和4年)は1.30%と、全国平均の1.26%をわずかに上回るが、15~64歳の生産年齢人口も平成12年をピークに減少傾向になっており、今後も減少が加速化すると見込まれています。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 第5次八百津町総合計画において、笑顔で寄り添う福祉と健康のまちづくりを基本目標に掲げ、その中の主要施策の一つとして、少子化対策の充実に取り組むこととしています。少子化対策の充実に推進するために、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みを構築することを目指していきます。</p> <p><本個別事業の位置付け> 第5次八百津町総合計画、少子化対策の充実の基本方針で、少子化対策の充実に推進するために、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みを構築するとしており、 (1)総合的な少子化対策の推進 (2)結婚しやすい環境づくり (3)保育施設の整備 (4)保育サポートの充実 (5)子育て支援体制の充実 (6)子育て家庭の経済的負担軽減 の施策を掲げ、取り組みを推進することとしています。 本事業については、上記のうち「(2)結婚しやすい環境づくり」に位置づけられます。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	所得制限なし (要件緩和分は町単費)
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	住宅取得、リフォーム費用(引越費用含む):上限額100万円 住宅取得費用(引越費用含む):上限額60万円 (要件緩和分は町単費)
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	住宅取得、リフォーム費用(引越費用含む):上限額100万円 住宅取得費用(引越費用含む):上限額60万円 (要件緩和分は町単費)	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有				
【その他独自要件】				
<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のいずれもが当該住宅に居住し、住民登録を行っていること ・生活保護の規定による生活扶助、その他公的制度による家賃補助を受けていないこと ・夫婦のいずれもが交付申請の日から5年以上町内に定住する意思があること。 ・夫婦のいずれもが町税を滞納していないこと ・夫婦のいずれもが八百津町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと ・過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと 				

※(注)3

2. 申請見込	
①新規世帯見込	5 世帯
②継続世帯見込	3 世帯
上記のうち	ともに29歳以下 3 世帯
	その他 2 世帯

【世帯数積算根拠】

29歳以下:3世帯(申請見込)×60万円(補助上限額)=1,800千円
 上記以外:2世帯(申請見込)×30万円(補助上限額)=600千円 計2,400千円
 ・新規申請見込については、結婚新生活支援補助金支給申請実績(令和4年度)2件に、本年度申請見込(令和6年1月時点)3件を見込み、対象世帯を5世帯とする。
 ・継続世帯見込については、本年度申請見込(令和6年1月時点)3件を継続世帯と見込むものとする。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	3 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	3 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	3 世帯 × 600,000 円 =	1,800,000	円
(その他)	2 世帯 × 300,000 円 =	600,000	円
	(継続補助)	694,000	円
	合計	3,094,000	円

・新規申請については、上記上限額とおり。
 ・継続補助については、対象世帯①100千円+対象世帯②214千円+対象世帯③380千円を見込んでおり計694千円とす。

3. 広報の実施予定

町ホームページ、広報紙、SNS等への掲載、役場本庁および各出張所(5ヶ所)窓口にチラシ150枚を設置。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	結婚新生活支援補助金受給件数		件	5(令和6年)	2(令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.30(令和4年)	
	婚姻件数		件	11(令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	53.3(令和4年)
	(アウトカム)				
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	83.3(令和4年)
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	166.7(令和4年)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県有施設等でのチラシの配布や県ホームページへの掲載等により、幅広く対象世帯に情報を提供する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者等に対し、チラシ配布等に協力をいただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。また、県を通じてぎふマリッジサポートセンターに登録する従業員結婚支援団体に従業員への事業周知を依頼することで、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。